

第1回企画等専門調査会(平成23年11月21日)資料  
 「<平成23年度>食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について(案)」抜粋

評価課題／危害要因	危害要因に関する概要等	国内外における評価状況、管理状況等
ナノ農薬	<p>・農薬へのナノ技術の応用については、既存の農薬の粒子サイズをナノスケールに下げることによる能力向上などがあり、すでに数社の農薬会社がナノ形状の殺虫剤、動物用医薬、農薬の開発を実施しているという報告が存在しているが、ナノ農薬の定義、生産・使用実態等は不明である。</p> <p>・ナノテクノロジー農薬製剤は、取り扱い性、送達制御性、水への高分散性、害虫・植物・動物への投与性のよさのゆえに活性成分の使用を低減できるといわれている。</p>	<p>&lt;国内&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品安全委員会による評価状況:なし。自ら評価の候補として検討(H19(2007)、H22(2010))、調査事業を実施(H21(2009))。</li> </ul> <p>&lt;海外&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価・管理状況:なし</li> <li>・農業分野へのナノテクノロジー利用に関する意見書を公表。(FAO/WHOナノテクノロジー専門家会議(2009)、EU(2006)、米国(2006))。</li> <li>・米国環境保護庁(EPA):農薬製品におけるナノサイズ物質に関する情報収集の方法について意見募集を実施(2011)。</li> <li>・オーストラリア農薬・動物用医薬品局(APVMA):ナノテクノロジーと農薬・動物用医薬品との関係に関するQ&amp;Aシートを公表(2010)。</li> </ul>